④　not be suspended from transaction by the request of the officials in charge of contact.

⑺　Time-limit for Tender：11：00 AM, 19 March, 2018.

⑻　Contact point for the notice：Takanori Takahashi, Contract 4 Section, Accounts Division, Minister's Secretariat, Cabinet Office, 1―6―1 Nagata-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8914 Japan TEL 03―5253―2111 ext. 82364

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年1月26日

支出負担行為担当官

内閣府大臣官房会計担当参事官　横内　憲二

◎調達機関番号　007　◎所在地番号　13

1　調達内容

⑴　品目分類番号　26

⑵　購入等件名及び数量

視覚障害者等向け政府広報資料の制作等業務　一式

⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。

⑷　履行期間　契約日から平成31年３月29日

⑸　履行場所　入札説明書による。

⑹　入札方法　落札決定は、総合評価落札方式をもって行うので、入札説明書で示した提案書を提出すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

⑺　電子入札システムの利用　本案件は、電子調達システム（政府電子調達（ＧＥＰＳ））の電子入札機能対象調達案件である。なお、電子入札によりがたい者は、入札説明書に定める様式により、紙入札方式とすることができる。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　平成28・29・30年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等（広告・宣伝）」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされている者であること。

⑷　内閣府本府における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒100―8914 東京都千代田区永田町１―６―１　内閣府大臣官房会計課契約第２係　栗原　裕美　電話03－5253－2111　内線82324

⑵　入札説明書の交付方法　上記３の⑴の場所にて交付する。

⑶　入札説明会の日時及び場所等　平成30年２月５日午前11時　内閣府庁舎４Ｆ424会議室

⑷　技術等提案書の受領期限　平成30年３月20日午前11時

⑸　入札書の受領期限　平成30年３月30日午後２時（郵送による場合は平成30年３月30日午前11時までに必着のこと。）

⑹　開札の日時及び場所　平成30年３月30日午後２時　内閣府庁舎１Ｆ第一入札室

4　その他

⑴　入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。

⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者で「紙」により入札に参加を希望する者は、封印した入札書に入札説明書に示す書類を添付し、入札書の受領期限までに提出しなければならない。また、「政府電子調達（ＧＥＰＳ）システム」により入札に参加を希望する者は、入札書データを受領期限までに同システムにより提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

⑸　契約書作成の要否　要。

⑹　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内入札金額を提示した入札者であって、入札説明書で指定する要求事項のうち必須とした項目についての基準を全て満たしている内容を提案した入札者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。

⑺　詳細は入札説明書による。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity：Kenji Yokouchi Counsellor of the Accounts Division, Minister's Secretariat, Cabinet Office

⑵　Classification of the services to be procured：26

⑶　Nature and quantity of the services to be required：Producing, materials for the visually disabled 1 set

⑷　Fulfillment period：Contract day to 29 March, 2019

⑸　Fulfillment place：According to the bid explanation form

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures：Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall：

①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the Consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.

②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.

③　have Grade A, B or C "offer of services etc, Ad" in terms of the qualification for participating in tenders by Cabinet Office (Single qualification for every ministry and agency) in fiscal years 2016, 2017 and 2018

④　not be suspended from transaction by the request of the officials in charge of contract.

⑺　Time-limit for tender：11：00 AM, 20 March, 2018

⑻　Contact point for the notice：Yumi Kurihara, Contract 2 Section, Accounts Division, Minister's Secretariat, Cabinet Office, 1―6―1 Nagata-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8914 Japan. TEL 03―5253―2111 ext. 82324

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年1月26日

支出負担行為担当官

沖縄総合事務局総務部長　後藤　一也

◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47

1　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等件名及び数量　沖縄総合事務局ＴＶ会議システムの更改・保守業務及びＷＡＮ回線サービスの調達　一式

⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。

⑷　履行期間　入札説明書による。

⑸　履行場所　入札説明書による。

⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

⑺　電子調達システムの利用　本案件は電子調達システム対象調達案件である。なお、電子調達システムによりがたい者は、入札説明書に従い、発注者の承諾を得た者に限り、紙入札とすることができる。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りでない。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。